

保護者様

たつの市教育委員会

令和3年度からの「学習評価」について

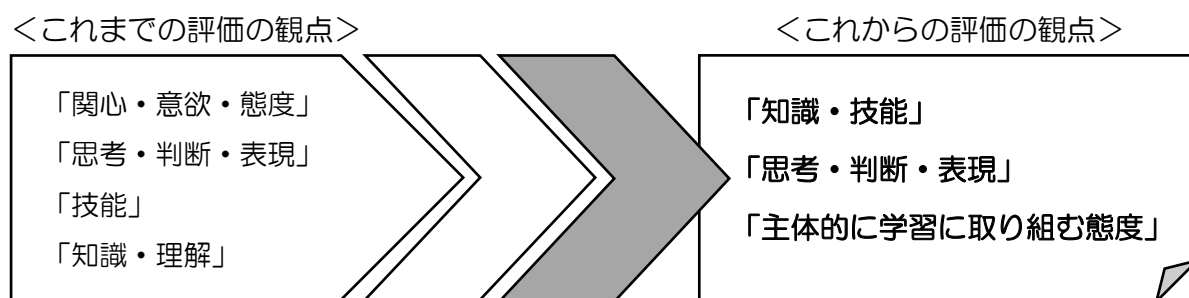
新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、今年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、学習活動の評価観点が変更になっており、定期考査や通知表の内容も変更になっていますので、下記のとおりお知らせします。保護者の皆様方のご理解をお願いいたします。

記

1 新学習指導要領実施に伴う学習評価の変更について

新学習指導要領が平成29年に告示され、中学校では3年間の移行期間を経て、本年度から本格実施となっています。これまでは、それぞれの教科について4つの観点で評価していましたが、新たな学習指導要領では、3つの観点で評価することになり、それに伴い通知表の内容も変更することとなります。



2 評価の観点について

○知識・技能

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価するものです。

○思考・判断・表現

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものです。

○主体的に学習に取り組む態度

知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価します。

ただし、「主体的に学習に取り組む態度」の観点は、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価することになります。

【引用：新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について（文部科学省）】

3 通知表の評価について

各教科においても、評価の観点を「知識・技能」、「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点とし、それぞれをA・B・Cの3段階で評価します。

また、3つの観点を総合的に評価し、教科の評定として1～5の5段階評価でお知らせします。

なお、「総合的な学習の時間」と「特別の教科道徳」については、文章表記にて学年末に学習状況をお知らせします。